

高度化法の中間評価の基準となる 目標値の設定について

2020年11月27日

資源エネルギー庁

本日の議論

- 2021年度の間目標値の算定にあたって、では、昨年末に本作業部会にて取り決めた第1フェーズ(2020年度～2022年度)における高度化法の間目標評価の基準となる目標値(以下、中間目標値)の算定方法に基づき、その基本的な考え方について整理いたしたい。
- また、2021年度より中間目標値の対象となる新規事業者に対する取扱い(化石電源グランドファザリングの設定等)に関しても整理いたしたい。

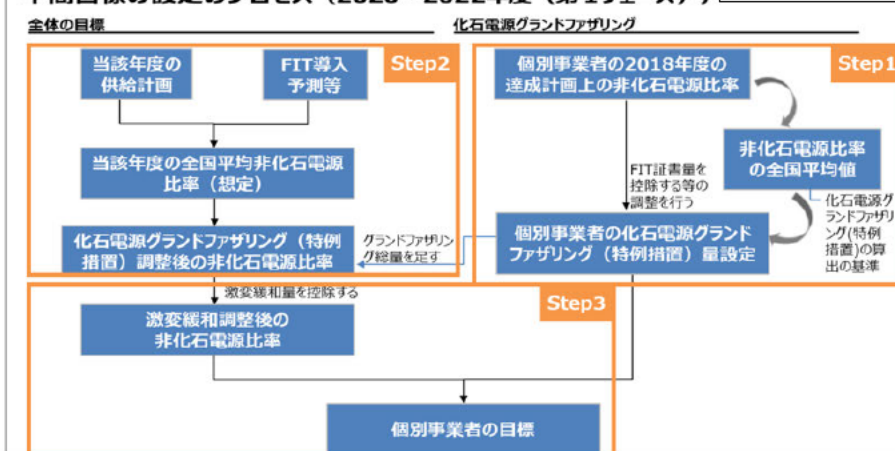
2021年度の間目標評価の基準となる目標値(中間目標)の設定の進め方について

令和2年9月 第42回制度検討作業部会
より抜粋

- 昨年度の本作業部会において、第一フェーズ(2020～2022年度)における中間目標値の基本的な設定プロセスは決定済みである。次回以降の検討会で2021年度中間目標値の具体的な議論を進めることとしたい。
- なお、今回の提出事業者の中には、18年度実績報告者対比で新規提出事業者が含まれているため、当該新規参入者に対する化石電源グランドファザリング(特例措置)の設定方法もあわせて確認することとする。

中間目標の設定のプロセス (2020～2022年度 (第1フェーズ))

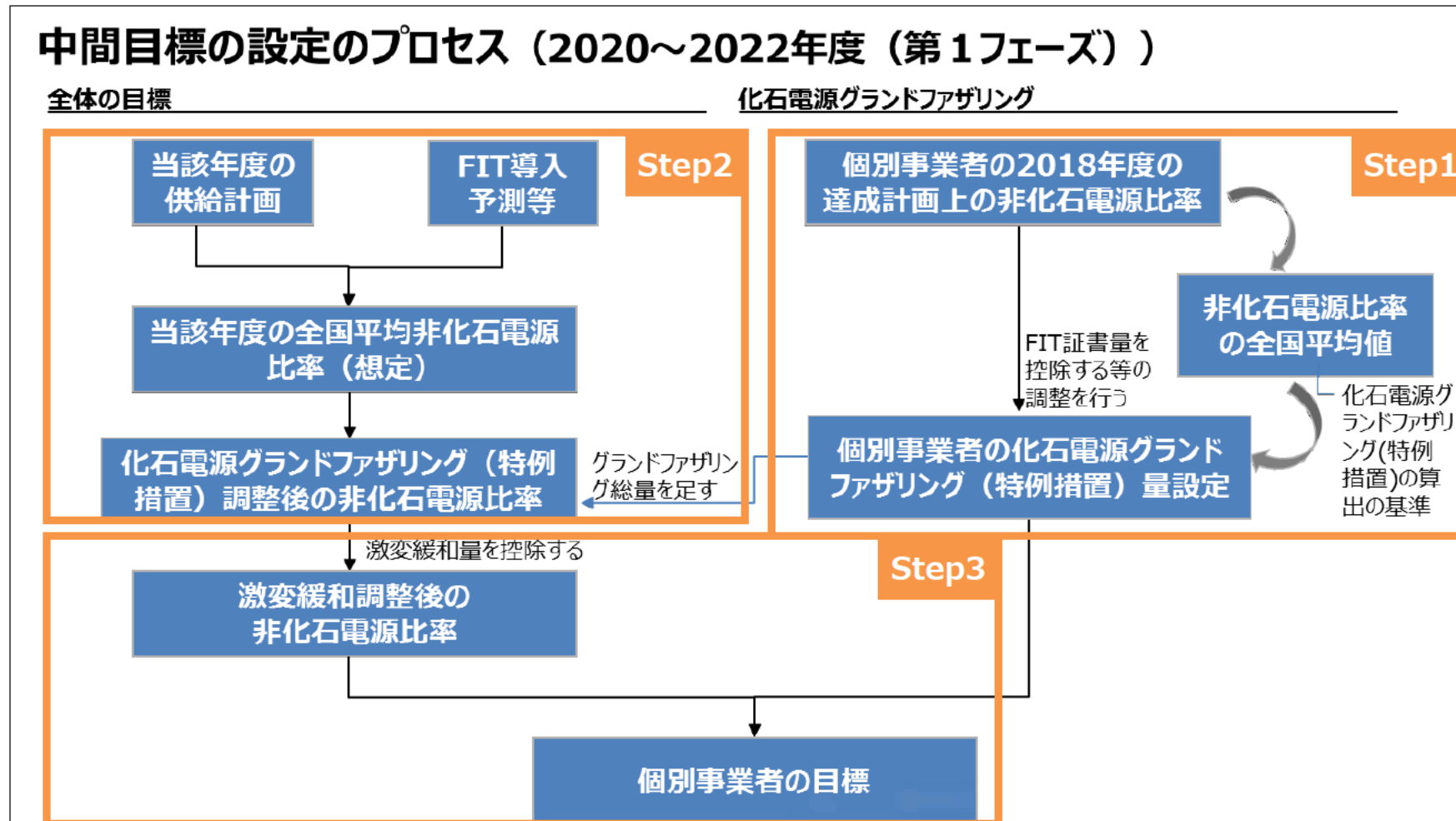
令和元年12月第36回制度検討作業部会より抜粋



<計算式>

個別事業者の目標値 = 2020年度の全国平均非化石電源比率の想定値 + GF総量 - 各社GF量 - 遊変緩和量

- 「第二次中間とりまとめ」で示されている2020年度の中間評価の目標値の設定プロセスは以下のとおり。



<計算式>

個別事業者の目標値 = 2020年度の全国平均非化石電源比率の想定値 + GF総量 - 各社GF量 - 激変緩和量

高度化法の非化石エネルギー源の利用目標達成計画の提出について

- 高度化法に基づき、小売電気事業者、及び一般送配電事業者、特定送配電事業者のうち、2019年度における電気の供給量（小売供給分に限る）が5億kWh以上の事業者（以下掲載）計59社（61事業者）から、非化石エネルギー源の利用目標達成計画（達成計画）の提出があった。

※今年度より対象となった事業者は6事業者、今年度より達成計画提出対象外となった事業者は4事業者存在した。

<2019年度の達成計画の報告対象事業者>

旧一般電気事業者	新電力				
北海道電力	F-Power	日本テクノ	ENEOS (旧JXTGエネルギー)	日鉄エンジニアリング	エナリス・パワー・マーケティング
東北電力	イーレックス	Loop	オリックス	KDDI	大和ハウス工業
東京電力EP	エバーグリーン・リテイリング (旧イーレックス・スパーク・マーケティング)	ダイヤモンドパワー	シン・エナジー	東邦ガス	HTBIエナジー
中部電力ミライズ		エバーグリーン・マーケティング	出光グリーンパワー	アイ・グリッド・ソリューションズ	シナジアパワー
北陸電力	エネット	新出光	サミットエナジー	ジェイコムウエスト	九電みらいエナジー
関西電力	出光興産	ウエスト電力	リコージャパン	ジェイコム東京	ハルエネ
中国電力	オプテージ	北海道瓦斯	東京ガス	アーバンエナジー	楽天モバイル
四国電力	エネサーブ	伊藤忠エネクス	東急パワーサプライ	丸紅新電力	CDIエナジーダイレクト
九州電力 (送配電・小売)	サイサン	大阪瓦斯	王子・伊藤忠エネクス電力販売	関電エネルギーソリューションズ	鈴与電力
沖縄電力 (送配電・小売)	ミツウロコグリーンエネルギー	エフビットコミュニケーションズ	テプコカスタマーサービス	MCIテールエナジー	

▶ 計59社（61事業者）

(順序は小売登録番号順) 3

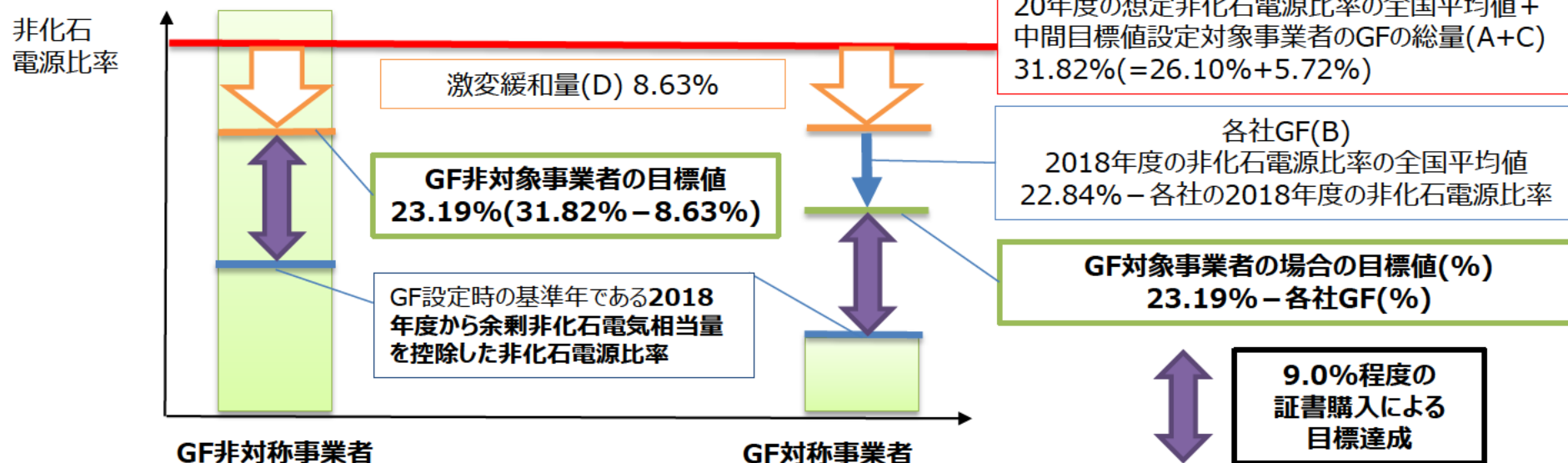
第一フェーズ期間(2020年度～2022年度)における中間目標値の算定方法

- 昨年末に第一フェーズ(2020年度～2022年度)における中間目標値の算定方法をご議論頂いた。2021年度の目標値設定においても、同様の算定方法に則り算出を行うこととする。第一フェーズにおける各事業者の中間目標値の算定方法は以下のとおり。なお、大幅な事情の変更が見込まれる場合には精査を行う。

算定式：A－B＋C－D

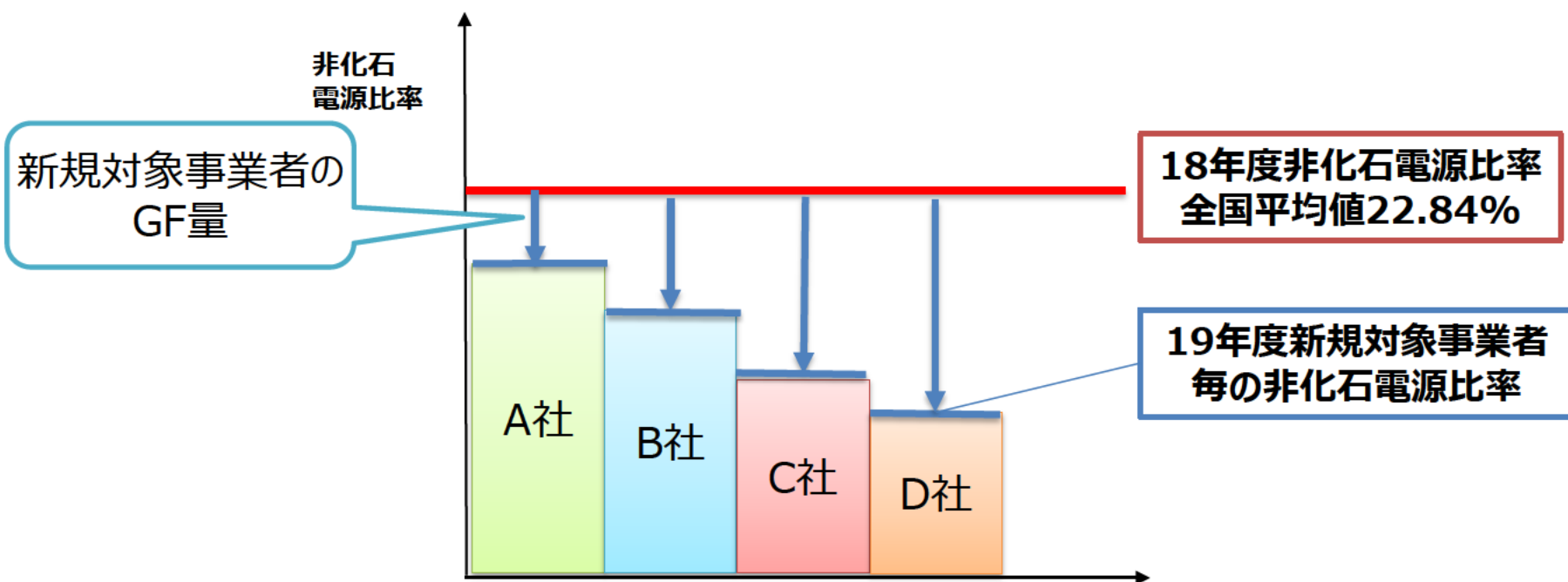
1. A：中間目標対象年度の想定非化石電源比率の全国平均値
2. B：各社毎の化石電源グランドファザリング(以降、GF)量
3. C：全中間目標値設定対象事業者のGF量の平均値
4. D：激変緩和量(8.63%)

<例：2020年度の中間目標値の場合>



新規対象事業者に対するGFの設定方法について

- 本年度より中間目標の対象事業者（2019年度での販売電力量（小売供給）が5億kWhを超えた事業者）が6社あり、2019年度の非化石電源比率の実績値がGFの対象である場合、当該事業者の目標値の設定においてGFの設定方法を検討する必要がある。
- この場合、2018年度の非化石電源比率の全国平均値(22.84%)と新規対象事業者の2019年度の達成計画報告内における非化石電源比率の実績値の差を、GFとしてはどうか。



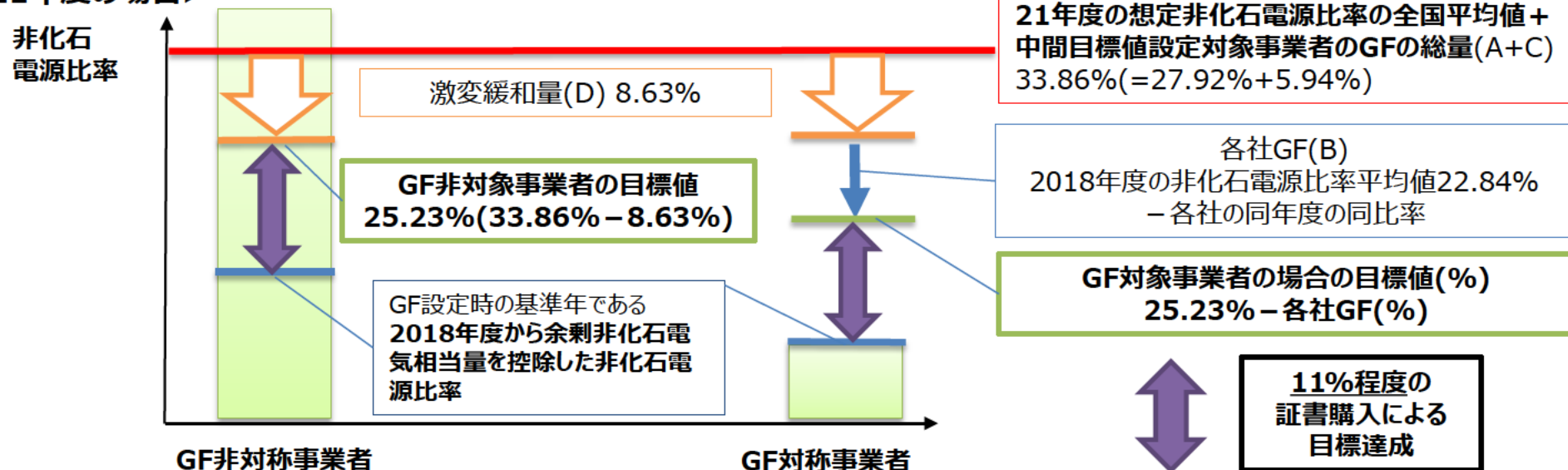
2021年度の中間目標値の具体的算定について

- 第一フェーズにおける中間目標値の具体的算定方法は以下の通り。なお、2021年度目標値においては、各小売電気事業者の証書購入量は11.0%程度となる（以下紫矢印の範囲）。

算定式： $A - B + C - D$

1. A：中間目標対象年度の想定非化石電源比率の全国平均値：27.92%
2. B：各社毎のGF量
3. C：全中間目標値設定対象事業者のGF量の平均値：5.94%
4. D：激変緩和量：8.63%

<2021年度の場合>



今後の対応について

- 本作業部会において合意が得られれば、次回の基本政策小委員会で報告の上で、2020年度の目標値の通知時と同様、事務局より2021年度の目標値を別途通知を行うこととしたい。